

# 労使協定書の賃金等の記載状況 (一部事業所の集計結果(令和6年度))について

参考資料1

## 【集計の概要】

労働者派遣法第23条により派遣元事業主に提出を求めている「労働者派遣事業報告書」(※1)及び当該報告書に添付された労使協定書(※2)から、一部事業所を抽出して集計したものを。

※1 労働者派遣事業報告書は、労働者派遣法では派遣元事業主に対し、事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている

※2 本集計は、令和6年6月1日時点で有効な労使協定書等について集計したもの

## 〔抽出方法〕

1 選択している待遇決定方式、能力・経験調整指数の選択状況、地域指数の選択状況、通勤手当の選択状況、退職金の支給状況、賃金の改善方法、労使協定書の締結主体・有効期間

：労働者派遣事業報告書(令和5年6月1日現在の状況)の提出のあった約4.4万事業所から、400事業所を企業規模別に無作為抽出。

※ 上記抽出方法により抽出した400事業所のうち、廃止等があったものを除く

2 労使協定書の賃金(基準値0年)の記載状況(令和6年度)(全国計100.0)

：各職業分類について、労働者派遣事業報告書(令和5年6月1日現在の状況)に当該業務の実績がある事業所の全数を母集団として、企業規模別に無作為抽出。

なお、職業分類ごとのサンプルサイズは、当該事業報告の賃金額の標準偏差から必要サンプルサイズを算出し、それ以上になるよう設定している。

## 1 選択している待遇決定方式

選択している待遇決定方式	選択の割合 (N=326)
派遣先均等・均衡方式	7.7%
労使協定方式	90.5%
併用	1.8%

(注1) 「派遣先均等・均衡方式」とは、労働者派遣法第30条の3に基づく待遇決定方式、「労使協定方式」とは、同法第30条の4に基づく待遇決定方式をいう。

(注2) 「選択している待遇決定方式」の各項目については、労働者派遣事業報告書において、

①「協定対象派遣労働者」の人数が空欄又は「0」と記載されている場合に、「派遣先均等・均衡方式」を選択している事業所として集計。

②「協定対象派遣労働者」の人数のみが計上されている場合に、「労使協定方式」を選択している事業所として集計。

③「派遣労働者」全体の人数と「協定対象派遣労働者」の人数に差がある場合に、「併用」を選択している事業所として集計。

## 2 能力・経験調整指数の選択状況

能力・経験調整指数の選択状況	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	0.5年	21年以上	その他
選択の割合(N=301)	96.3%	35.2%	28.2%	68.8%	44.9%	70.1%	18.3%	6.6%	0.7%	8.3%

(注1) 能力・経験調整指数とは、厚生労働省職業安定局長通達「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下、「通達」という。）で示されている「能力・経験調整指数」。

(注2) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている能力・経験調整指数を確認。1年、10年など、各能力・経験調整指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。

「能力・経験調整指数〇年を選択している事業所数/抽出された事業所数(有効)」

(注3) 「その他」は、通達において示している「0年」、「1年」、「2年」、「3年」、「5年」、「10年」、「20年」以外の能力・経験調整指数（「4年」、「7年」等）を労使の協議により選択している事業所。

## 3 地域指数の選択状況

地域指数の選択状況	都道府県	公共職業安定所	併用	その他
選択の割合(N=301)	85.4%	12.0%	2.0%	0.7%

(注1) 地域指数とは、通達に示されている「地域指数」をいう。

※ 地域指数は、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出したもの

(注2) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている地域指数に係る記載を集計したもの。

都道府県別、公共職業安定所別、併用など、各地域指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出

「〇〇別地域指数を選択している事業所数/抽出された事業所数(有効)」

(注3) 以下の整理に基づき集計。

「都道府県」は、都道府県別地域指数のみを選択している事業所。

「公共職業安定所」は、公共職業安定所別地域指数のみを選択している事業所。

「併用」は、都道府県別と公共職業安定所別地域指数を職種や地域に応じて選択している事業所。

「その他」は、「地域指数は別表のとおりとする」等の記載があるが、別表の提出がなかったなど事業所。

## 4 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況	通勤手当(実費)	通勤手当(定額支給)	合算により支給	その他
選択の割合(N=301)	94.4%	1.3%	3.0%	1.3%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の通勤手当に係る記載を集計したもの。

「労使協定書に通勤手当(実費/定額支給/合算)に関する記載がある事業所数/抽出された事業所数(有効)」

(注2) 「合算により支給」は、通勤手当相当分を時給額等を含めて支払っている事業所。

(注3) 「その他」は、「通勤手当の支給は賃金規程による」等の記載があるが、賃金規程の提出がなかったなどの事業所。

## 5 退職金の支給状況

退職金の支給状況	退職金制度の方法	退職金前払いの方法／合算	中小企業退職金共済制度等への加入の方法	その他
選択の割合 (N=301)	24.3%	63.5%	6.0%	6.3%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の退職金に係る記載を集計したもの。

「選択肢○を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 退職金は、通達に示されている次の1から3のいずれか又は合算の方法を選択したもの。

- ① 退職金制度に基づいて退職金を支給する方法（退職金制度の方法）
- ② 退職金の費用を毎月の賃金等で前払いする方法（退職金前払いの方法）
- ③ 中小企業退職金共済制度や確定拠出年金等に参加する方法（中小企業退職金共済制度等への加入の方法）

(注3) 「その他」は、②と③の併用などの事業所。

## 6 賃金の改善（法第30条の4第1項第2号ロ）に係る記載状況

賃金の改善の状況	高度な就業機会	昇給	別手当の支給	その他
選択の割合 (N=301)	75.1%	57.1%	34.2%	6.3%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の賃金の改善に係る記載を集計したもの。

「賃金の改善（高度な就業機会等）を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 以下の整理に基づき集計。

「高度な就業機会」は、派遣労働者の勤務評価の結果、派遣労働者の能力の向上があり、より高度な業務を行うことができると認められた場合に、より高度な業務に係る派遣就業機会を提供するなどの事業所。

「昇給」は、派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、基本給・手当額自体を増額（号俸を上げる場合など）するなどの事業所。

「別手当の支給」は、派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、例えば、基本給額・手当の1～3%の範囲で追加の能力手当を支給するなどの事業所。

「その他」は、賞与の中で反映しているなどの事業所。

## 7 労使協定書の締結主体・有効期間

締結主体	過半数労働組合	過半数代表者
選択の割合 (N=301)	2.7%	97.3%

有効期間	1年	2年	3年以上	その他
選択の割合 (N=301)	86.4%	12.0%	0.3%	1.3%

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の締結主体及び有効期間に係る記載を集計したもの。

「労働者の過半数で組織する労働組合（過半数労働組合）又は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と締結している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

「有効期間（1年／2年／3年以上／その他）別の事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 「その他」は、「6ヵ月」や「1年6ヵ月」などの事業所。

(注3) 労使協定書については、過半数労働組合又は過半数代表者と締結することとしている。

(注4) 有効期間については、画一的な基準を設けていないが、2年以内とすることが望ましいとしている。

## 8 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（令和6年度）（全国計100.0）

以下の額は、抽出された事業所の各労使協定書に記載されている基準値0年の賃金の額（時給換算）の下限額を集計したものであり、実際に派遣労働者に支払われる賃金額を計上したものではないことに留意。（例えば、協定書上「1,000円～」など幅をもった書き方の場合には、「1,000円」として集計している。）

労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（全国計100.0）

(参考) (円)

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の平均値	職業安定業務統計 ①と賃金構造基本 統計調査②等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値（0年）（令和6年度適用）	
01管理的公務員	—	—	—	—	①：— ②：—	01管理的公務員	1,193
02法人・団体の役員	—	—	—	—	①：— ②：—	02法人・団体の役員	1,892
03法人・団体の管理職員	—	—	—	—	①：— ②：—	03法人・団体の管理職員	1,559
04その他の管理的職業	—	—	—	—	①：— ②：—	04その他の管理的職業	1,437
05研究者 (N=71)	1,302円	1,779円	1,268円	5円	①：95% ②：5%	05研究者	1,268
06農林水産技術者	—	—	—	—	①：— ②：—	06農林水産技術者	1,095
07開発技術者 (N=79)	1,324円	1,715円	1,270円	38円	①：94% ②：6%	07開発技術者	1,267
						071食品開発技術者	1,196
						072電気・電子開発技術者等	1,288
						073機械開発技術者	1,255
						074自動車開発技術者	1,242
						075輸送用機器開発技術者	1,158
						076金属製錬・材料開発技術者	1,252
						077化学品開発技術者	1,282
						079その他の開発技術者	1,271
08製造技術者 (N=70)	1,311円	1,926円	1,261円	50円	①：92% ②：7%	08製造技術者	1,261
						081食品製造技術者	1,145
						082電気・電子製造技術者等	1,328
						083機械製造技術者	1,208
						084自動車製造技術者	1,182
						085輸送用機器製造技術者	1,160
						086金属製錬・材料製造技術者	1,164
						087化学品製造技術者	1,218
						089その他の製造技術者	1,153
09建築・土木技術者等 (N=77)	1,467円	1,824円	1,459円	42円	①：89% ②：11%	09建築・土木技術者等	1,459
						091建築技術者	1,429
						092土木技術者	1,524
						093測量技術者	1,236
10情報処理・通信技術者 (N=90)	1,417円	1,810円	1,389円	27円	①：76% ②：24%	10情報処理・通信技術者	1,389
						101システムコンサルタント	1,431
						102システム設計技術者	1,404
						103プロジェクトマネージャー	1,729
						104ソフトウェア開発技術者	1,396
						105システム運用管理者	1,316
						106通信ネットワーク技術者	1,359
						109その他の情報処理技術者等	1,325
11その他の技術者 (N=67)	1,356円	1,975円	1,262円	83円	①：95% ②：5%	11その他の技術者	1,250
						119その他の技術者	1,250

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値（0年）（令和6年度適用）	
					(①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合		
12医師、薬剤師等 (N=99)	1,774円	11,283円	1,862円	26円	①： 96% ②： 4%	12医師、薬剤師等	1,862
						121医師	5,812
						122歯科医師	2,499
						123獣医師	1,602
						124薬剤師	1,770
13保健師、助産師等 (N=74)	1,359円	2,052円	1,329円	25円	①： 94% ②： 5%	13保健師、助産師等	1,328
						131保健師	1,323
						132助産師	1,479
						133看護師、准看護師	1,327
14医療技術者	—	—	—	—	①： — ②： —	14医療技術者	1,309
15その他の保健医療 (N=72)	1,216円	1,329円	1,182円	7円	①： 93% ②： 5%	15その他の保健医療	1,182
						151栄養士、管理栄養士	1,138
						152あん摩マッサージ指圧師等	1,275
						153柔道整復師	1,322
						159他に分類されない保健医療	1,222
16社会福祉の専門的職業 (N=72)	1,247円	1,329円	1,230円	6円	①： 93% ②： 4%	16社会福祉の専門的職業	1,230
						161福祉相談・指導専門員	1,208
						162福祉施設指導専門員	1,193
						163保育士	1,188
						169その他の社会福祉の職業	1,295
17法務の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	17法務の職業	1,369
18経営・金融等の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	18経営・金融等の職業	1,360
19教育の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	19教育の職業	1,193
20宗教家	—	—	—	—	①： — ②： —	20宗教家	1,208
21著述家、記者、編集者 (N=74)	1,247円	1,793円	1,225円	26円	①： 96% ②： 4%	21著述家、記者、編集者	1,218
						211著述家	1,268
						212記者	1,185
						213編集者	1,224
22美術家、デザイナー等 (N=83)	1,219円	2,322円	1,195円	17円	①： 95% ②： 4%	22美術家、デザイナー等	1,195
						221彫刻家	-
						222画家、書家、漫画家	1,115
						223工芸美術家	1,091
						224デザイナー	1,210
						225写真家、映像撮影者	1,114
23音楽家、舞台芸術家 (N=67)	1,242円	2,322円	1,202円	19円	①： 85% ②： 5% 独自： 4%	23音楽家、舞台芸術家	1,185
						231音楽家	-
						233俳優	-
						234プロデューサー、演出家	1,202
						235演芸家	-
24その他の専門的職業 (N=87)	1,269円	2,322円	1,212円	35円	①： 93% ②： 7%	24その他の専門的職業	1,212
						241図書館司書	1,061
						242学芸員	1,065
						243カウンセラー	1,273
						244個人教師	1,180
						245職業スポーツ家	-
						246通信機器操作員	1,162
						249他に分類されない専門	1,270

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値(0年)(令和6年度適用)
25一般事務員 (N=93)	1,150円	1,454円	1,088円	46円	①: 95% ②: 5%	25一般事務員 1,075 251総務事務員 1,116 252人事事務員 1,273 253企画・調査事務員 1,272 254受付・案内事務員 1,074 255秘書 1,265 256電話応接事務員 1,150 257総合事務員 1,054 258医療・介護事務員 1,008 259その他の一般事務の職業 1,136
26会計事務員 (N=72)	1,160円	1,286円	1,189円	3円	①: 100% ②: 0%	26会計事務員 1,189 261現金出納事務員 1,088 262銀行等窓口事務員 1,012 263経理事務員 1,174 269その他の会計事務の職業 1,303
27生産関連事務員 (N=77)	1,163円	1,407円	1,144円	28円	①: 100% ②: 0%	27生産関連事務員 1,144 271生産現場事務員 1,162 272出荷・受荷係事務員 1,115
28営業・販売関連事務員 (N=70)	1,189円	1,405円	1,173円	25円	①: 100% ②: 0%	28営業・販売関連事務員 1,173 281営業・販売事務員 1,151 289その他の営業・販売事務 1,269
29外勤事務員 (N=57)	1,116円	1,290円	1,101円	5円	①: 100% ②: 0%	29外勤事務員 1,091 291集金人 1,087 292訪問調査員 1,230 299その他の外勤事務の職業 1,073
30運輸・郵便事務 (N=56)	1,158円	1,350円	1,215円	6円	①: 100% ②: 0%	30運輸・郵便事務 1,215 301旅客・貨物係事務員 1,049 302運行管理事務員 1,228 303郵便事務員 -
31事務用機器操作の職業 (N=74)	1,139円	1,616円	1,114円	27円	①: 91% ②: 9%	31事務用機器操作の職業 1,114 311パソコン操作員 1,128 312データ入力係員 1,090 313コンピュータ操作員 1,154 319その他の事務用機器操作 1,124
32商品販売の職業 (N=58)	1,174円	1,379円	1,151円	15円	①: 79% ②: 16%	32商品販売の職業 1,151 321小売店主・店長 1,266 322卸売店主・店長 1,297 323小売店販売員 1,140 324卸売・商品実演販売員 1,225 325商品訪問・移動販売員 1,129 326再生資源回収・卸売人 1,221 327商品仕入営業員 1,301
33販売類似の職業 (N=43)	1,245円	1,489円	1,296円	6円	①: 98% ②: 2%	33販売類似の職業 1,296 331不動産仲介・売買人 1,317 332保険代理人、保険仲立人 1,189 333有価証券売買・仲立人 - 334質屋店主・店員 1,192 339その他の販売類似の職業 1,182

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値（0年）（令和6年度適用）	
					(①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合		
34営業の職業 (N=60)	1,281円	1,401円	1,278円	7円	①： 100% ②： 0%	34営業の職業	1,278
						341飲食料品販売営業員	1,252
						342化学品販売営業員	1,233
						343医薬品営業員	1,283
						344機械器具販売営業員	1,227
						345通信・情報システム営業員	1,340
						346金融・保険営業員	1,221
						347不動産営業員	1,352
						349その他の営業の職業	1,285
35家庭生活支援サービス (N=57)	1,180円	1,248円	1,189円	2円	①： 97% ②： 3%	35家庭生活支援サービス	1,189
						351家政婦（夫）、家事手伝	1,199
						359その他の家庭生活サービス	1,181
36介護サービスの職業 (N=96)	1,147円	1,273円	1,136円	10円	①： 95% ②： 2%	36介護サービスの職業	1,136
						361施設介護員	1,107
						362訪問介護職	1,263
37保健医療サービス (N=91)	1,009円	1,162円	1,003円	11円	①： 95% ②： 2%	37保健医療サービス	999
						371看護助手	963
						372歯科助手	1,032
						379その他の保健医療サービス	1,013
38生活衛生サービス (N=69)	1,144円	1,288円	1,162円	5円	①： 90% ②： 6%	38生活衛生サービス	1,226
						381理容師	1,381
						382美容師	1,217
						383美容サービス職	1,139
						384浴場従事人	1,088
						385クリーニング職	1,066
						389その他の生活衛生サービス	1,041
39飲食物調理の職業 (N=84)	1,190円	1,379円	1,200円	9円	①： 88% ②： 8%	39飲食物調理の職業	1,200
						391調理人	1,200
						392バーテンダー	1,259
40接客・給仕の職業 (N=92)	1,218円	1,323円	1,242円	7円	①： 92% ②： 5%	40接客・給仕の職業	1,242
						401飲食店主・店長	1,397
						402旅館・ホテル支配人	1,648
						403飲食物給仕係	1,238
						404旅館・ホテル・乗物接客員	1,123
						405接客社交係、芸者等	1,165
						406娯楽場等接客員	1,177
						409その他の接客・給仕の職業	1,180
41居住施設・ビルの管理 (N=62)	1,189円	1,373円	1,178円	4円	①： 95% ②： 0%	41居住施設・ビルの管理	1,172
						411マンション管理人等	1,121
						412寄宿舎・寮管理人	1,220
						413ビル管理人	1,189
						414駐車場・駐輪場管理人	1,107
						419その他の居住施設等の管理	1,253
42その他のサービス (N=82)	1,131円	1,270円	1,129円	4円	①： 96% ②： 1%	42その他のサービス	1,129
						421添乗員、観光案内人	1,048
						422物品一時預り人	-
						423物品賃貸人	1,104
						424広告宣伝人	1,175
						425葬儀師、火葬係	1,144
						426トリマー	1,014
						429他に分類されないサービス	1,140
43自衛官	—	—	—	—	①： — ②： —	43自衛官	971
44司法警察職員	—	—	—	—	①： — ②： —	44司法警察職員	-

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値（0年）（令和6年度適用）	
					(①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合		
45その他の保安職業	—	—	—	—	①： — ②： —	45その他の保安職業	1,091
46農業の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	46農業の職業	1,119
47林業の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	47林業の職業	1,156
48漁業の職業	—	—	—	—	①： — ②： —	48漁業の職業	1,175
49生産設備（金属） （N=88）	1,121円	1,362円	1,111円	12円	①： 89% ②： 5%	49生産設備（金属）	1,111
						491製鉄・製鋼製錬設備等	1,115
						492鑄造・鍛造設備	1,092
						493金属工作設備制御・監視員	1,097
						494金属プレス設備	1,078
						495鉄工・製缶設備	1,136
						496板金設備制御・監視員	1,109
						497めっき・金属研磨設備	1,101
						498金属溶接・溶断設備	1,136
						499その他の生産設備（金属）	1,126
50生産設備（金属除く） （N=83）	1,129円	1,558円	1,103円	29円	①： 99% ②： 0%	50生産設備（金属除く）	1,103
						501化学製品生産設備	1,124
						502窯業製品生産設備	1,137
						503食料品生産設備	1,107
						504飲料・たばこ生産設備	1,061
						505紡織・衣服生産設備等	1,041
						506木製製品生産設備等	1,098
						507印刷・製本設備	1,094
						508ゴム生産設備等	1,098
						509その他の生産設備	1,109
51生産設備（機械） （N=81）	1,141円	1,786円	1,113円	26円	①： 90% ②： 3%	51生産設備（機械）	1,112
						511一般機械器具組立設備	1,118
						512電気機械器具組立設備	1,105
						513自動車組立設備	1,115
						514輸送用機械器具組立設備	1,115
						515計量計測機器組立設備等	1,114
52金属材料製造等 （N=107）	1,144円	1,558円	1,127円	24円	①： 94% ②： 6%	52金属材料製造等	1,132
						521製鉄工・製鋼工	1,131
						522非鉄金属製錬工	1,113
						523鑄物製造工	1,100
						524鍛造工	1,212
						525金属熱処理工	1,122
						526圧延工	1,103
						527汎用金属工作機械工	1,113
						528数値制御金属工作機械工	1,108
						531金属プレス工	1,089
						532鉄工・製缶工	1,157
						533板金工	1,167
						534めっき工・金属研磨工	1,092
						535くぎ・ばね製造工等	1,094
						536金属製品製造工	1,103
						537金属溶接・溶断工	1,175
						539その他の金属材料製造等	1,124



職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計 ①と賃金構造基本 統計調査②等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値（0年）（令和6年度適用）
54製品製造・加工処理 (N=130)	1,095円	1,619円	1,067円	21円	①： 99% ②： 0%	54製品製造・加工処理 1,067 541化学製品製造工 1,100 542窯業・土石製品製造工 1,116 543精穀・製粉製造工等 1,066 544めん類製造工 1,051 545パン・菓子製造工 1,073 546豆腐・こんにゃく製造工等 1,055 547かん詰・びん詰製造工等 989 548乳・乳製品製造工 1,032 551食肉加工品製造工 1,101 552水産物加工工 1,020 553保存食品製造工等 1,035 554弁当・惣菜類製造工 1,097 555野菜つけ物工 1,023 556飲料・たばこ製造工 1,067 557紡織工 1,022 558衣服・繊維製品製造工 935 561木製品製造工 1,071 562パルプ・紙・紙製品製造工 1,062 563印刷・製本作業員 1,090 564ゴム製品製造工 1,066 565プラスチック製品製造工 1,088 569その他の製品製造等 1,087
57機械組立の職業 (N=119)	1,127円	1,687円	1,100円	42円	①： 95% ②： 4%	57機械組立の職業 1,100 571一般機械器具組立工 1,143 572電気機械組立工 1,068 573電気通信機械器具組立工 1,052 574電子応用機械器具組立工 1,102 575電子機械器具組立工等 1,032 576半導体製品製造工 1,075 577電球・電子管組立工 1,012 578乾電池・蓄電池製造工 1,111 581被覆電線製造工 1,030 582束線工 965 583電子機器部品組立工 1,025 584自動車組立工 1,097 585輸送用機械器具組立工 1,102 586計量計測機器組立工 1,082 587光学機械器具組立工 1,049 588レンズ研磨工・加工工 1,035 591時計組立工 979 599その他の機械組立の職業 1,112
60機械整備・修理の職業 (N=94)	1,206円	2,364円	1,159円	45円	①： 98% ②： 2%	60機械整備・修理の職業 1,152 601一般機械器具修理工 1,159 602電気機械器具修理工 1,171 603自動車整備工 1,144 604輸送用機械器具整備等 1,149 605計量計測機器修理工等 1,226
61製品検査（金属） (N=86)	1,101円	1,414円	1,081円	22円	①： 96% ②： 3%	61製品検査（金属） 1,081 611金属材料検査工 1,081 612金属加工・溶接検査工 1,081

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の 平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値(0年)(令和6年度適用)	
62製品検査(金属除く) (N=131)	1,097円	2,096円	1,060円	31円	①: 95% ②: 0%	62製品検査(金属除く)	1,057
						621化学製品検査工	1,141
						622窯業製品検査工	1,141
						623食料品検査工	1,079
						624飲料・たばこ検査工	1,099
						625紡織・衣服製品検査工等	953
						626木製製品・パルプ検査工等	1,025
						627印刷・製本検査工	1,029
						628ゴム製品検査工等	1,010
						629その他の製品検査の職業	1,064
63機械検査の職業 (N=89)	1,135円	1,558円	1,106円	35円	①: 98% ②: 1%	63機械検査の職業	1,105
						631一般機械器具検査工	1,120
						632電気機械器具検査工	1,065
						633自動車検査工	1,166
						634輸送用機械器具検査工	1,097
						635計量計測機器検査工等	1,083
64生産関連・生産類似 (N=87)	1,190円	1,558円	1,177円	20円	①: 99% ②: 1%	64生産関連・生産類似	1,177
						641塗装工	1,171
						642画工、看板制作工	1,132
						643製図工	1,200
						644パタンナー	1,071
						649その他の生産関連等	1,113
65鉄道運転の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	65鉄道運転の職業	951
66自動車運転の職業 (N=35)	1,214円	1,390円	1,205円	7円	①: 94% ②: 6%	66自動車運転の職業	1,277
						661バス運転手	1,156
						662乗用自動車運転手	1,049
						663貨物自動車運転手	1,348
						669その他の自動車運転の職業	1,265
67船舶・航空機運転	—	—	—	—	①: — ②: —	67船舶・航空機運転	1,353
68その他の輸送の職業 (N=50)	1,177円	1,532円	1,158円	38円	①: 91% ②: 9%	68その他の輸送の職業	1,156
						681車掌	971
						682駅構内係	990
						683甲板員、船舶機関員	1,281
						684フォークリフト運転作業員	1,158
						689他に分類されない輸送	1,131
69定置・建設機械運転 (N=43)	1,221円	1,488円	1,225円	12円	①: 99% ②: 1%	69定置・建設機械運転	1,258
						691発電員、変電員	1,221
						692ボイラーオペレーター	1,100
						693クレーン・巻上機運転工	1,304
						694ポンプ・送風機運転工	1,204
						695建設機械運転工	1,328
						696玉掛作業員	1,236
						697ビル設備管理員	1,222
						699その他の定置機械運転等	1,113
70建設躯体工事の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	70建設躯体工事の職業	1,318
71建設の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	71建設の職業	1,245
72電気工事の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	72電気工事の職業	1,207
73土木の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	73土木の職業	1,258

職業分類	平均額	最大値	中央値	一般賃金との差額の平均値	職業安定業務統計 (①)と賃金構造基本 統計調査(②)等の 使用割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値 とした一般基本給・賞与等の額の基準 値(0年)(令和6年度適用)
74採掘の職業	—	—	—	—	①：— ②：—	74採掘の職業 1,234
75運搬の職業 (N=73)	1,168円	1,566円	1,169円	16円	①：97% ②：0%	75運搬の職業 1,169 751郵便集配員、電報配達員 1,210 752港湾荷役作業員 1,137 753陸上荷役・運搬作業員 1,199 754倉庫作業員 1,142 755配達員 1,185 756荷造作業員 1,082
76清掃の職業 (N=60)	1,127円	1,298円	1,125円	11円	①：98% ②：0%	76清掃の職業 1,121 761ビル・建物清掃員 1,056 762ハウスクリーニング作業員 1,156 763道路・公園清掃員 1,183 764ごみ収集・し尿採取作業員 1,145 765産業廃棄物収集作業員 1,201 769その他の清掃の職業 1,200
77包装の職業 (N=70)	1,047円	1,424円	1,027円	17円	①：95% ②：2%	77包装の職業 1,027 771製品包装作業員 1,027 779その他の包装の職業 1,016
78その他の運搬等の職業 (N=69)	1,103円	1,202円	1,121円	6円	①：94% ②：2%	78その他の運搬等の職業 1,121 781選別作業員 1,116 782軽作業員 1,127 789他に分類されない運搬等 1,106

(注1) 「職業分類」は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく中分類。

(注2) 労使協定書に職業分類の小分類のみ記載しているものは、中分類の額とみなして集計。

また、労使協定書に小分類が複数記載されているものは、その平均額を中分類の額とみなして集計。

(注3) 労使協定書に賃金構造基本統計調査の職種が記載されているものは、対応すると考えられる職業安定業務統計の職業分類において集計。

(注4) 表中の「一般賃金」とは、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金(月額)の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額。

(注5) 各労使協定書について、以下の手順で集計。

① 各労使協定書に記載されている基準値(0年)の協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を確認。

② 地域指数を全国(100.0)に換算した額を計算。

※例えば、北海道で1,200円の場合、 $1,200円 \div 0.927$ (地域指数)=1,294円として集計する。

③ ②で計算した額を各労使協定書の協定対象派遣労働者の賃金額の下限額として集計。

(注6) 「平均額」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を(注5)の②のとおり地域性を除去した上で、加重平均したもの。

(注7) 「一般賃金水準との差額の平均値」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を(注5)の②のとおり地域性を除去した上で、「一般賃金水準」と差額を加重平均したもの。

(注8) 「職業安定業務統計(①)と賃金構造基本統計調査(②)等の使用割合」は、基本給・賞与・手当等を労使協定に定めるに当たって、職種別の基準値として選択した統計調査等の使用割合をいう。①は通達の「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」を、②は「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)」を表し、「独自」とは、通達に基づく統計以外の統計を表す。

また、一つの職業分類で①、②等を併用している労使協定書は①、②等のいずれにも集計していないため、①、②等の割合の合計が100%となっていない職業分類もある。

(注9) 「(参考)」は、通達の「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」において対応する職業別の基準値(0年)を抜粋したもの。